

令和8年度
学校いじめ防止基本方針
(令和8年4月)

富山市立東部中学校

1 富山市立東部中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立東部中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「富山市立東部中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての生徒に関わる問題であることから、生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況を生み出す行為であることについて、生徒が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となる。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

いじめはどの生徒にも、どの学年にも起こりうるものであり、本校においても、冷やかしやからかい、悪口等の言葉によって相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりする行為が見られる。

また、うわさや周りから聞いたことを鵜呑みにし、さらにその内容がSNS等を含めて、拡散することで、被害が拡大する行為が見られる。

加えて、人のものを勝手に使ったり、乱暴に取り扱ったりすることで、小突き合いやけんかへとつながることが見られる。

(2) 本校の課題

好ましい人間関係を構築するにあたり、中学校入学時から卒業まで、継続的に未然防止に取り組むとともに、一人一人が活躍する場を意図的に設定する必要がある。

共に学び、高め合う、分かりやすい授業づくりに取り組むとともに、ソーシャルスキルトレーニングや構成的エンカウンター、道徳科や特別活動等において、人間関係づくりを行い、自他の大切さに目を向け、思いやりの心を育てる必要がある。

専門家によるSNS安全教室等を実施し、ネットモラルについて法的責任と倫理的責任を理解、判断して行動につなげられるよう、繰り返し指導する必要がある。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取り組み

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「一人一人がかげがえのない存在であることを自覚し、互いに尊重し認め合う」態度を育てるように努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動や体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を心がけ、充実感をもって一人一人が活躍できる集団づくりに努める。
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるため、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感、自己効力感を高められるように努める。
- ・いじめの防止や内容、指導上の留意点等について、普段から教職員全員で共有し、未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるように配慮する。
- ・生徒に対して、傍観者とならず、身近な大人や教職員への報告や相談をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるように努める。
- ・いじめを受けている生徒が自尊感情を失うことがないように、助けを求めることは恥ずかしいことではないというメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。
- ・教職員の言動について、指導のあり方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・休み時間や放課後の生徒の様子、マイライフ（生活ノート）等を使用した生徒とのやりとり、保護者との情報共有、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く生徒を見守る。
- ・ささいなサインやいじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向けて迅速に取り組む。
- ・定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・生徒や保護者が教職員に対して気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ・いじめられている生徒にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいることとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解したうえで、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底する。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」に法第23条に基づいて報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行う。
- ・いじめの事実が確認されたときは、すみやかにいじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡し、いじめ解消までの進捗状況は市教育委員会に報告する。
- ・生徒の心身に重大な被害が生じている、またはその疑いがあるいじめの事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、対応する。

(4) いじめ解消に向けた取り組み

- ・いじめられた生徒とその保護者には、徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行い、安全を確保する。
また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家や関係機関の協力を得て対応にあたる。
- ・いじめた生徒の保護者とその保護者には、いじめの行為をやめさせ、再発防止の指導、支援を行う。
また、保護者と連携して、当該生徒への継続的な指導、助言を行い、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・謝罪のみをもって解決したものとしてせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、見守りを継続する。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(生徒が自殺を企図した場合等)
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)

(2) 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合、すみやかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決にあたります。

(3) 重大事態の調査組織

- ・市教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査のための組織を設ける。
- ・学校が調査の主体となる場合、学校に設置されている学校組織の教職員のほか、必要に応じて、職能団体から推薦を受けた医師や弁護士、公認心理士、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるように努める。

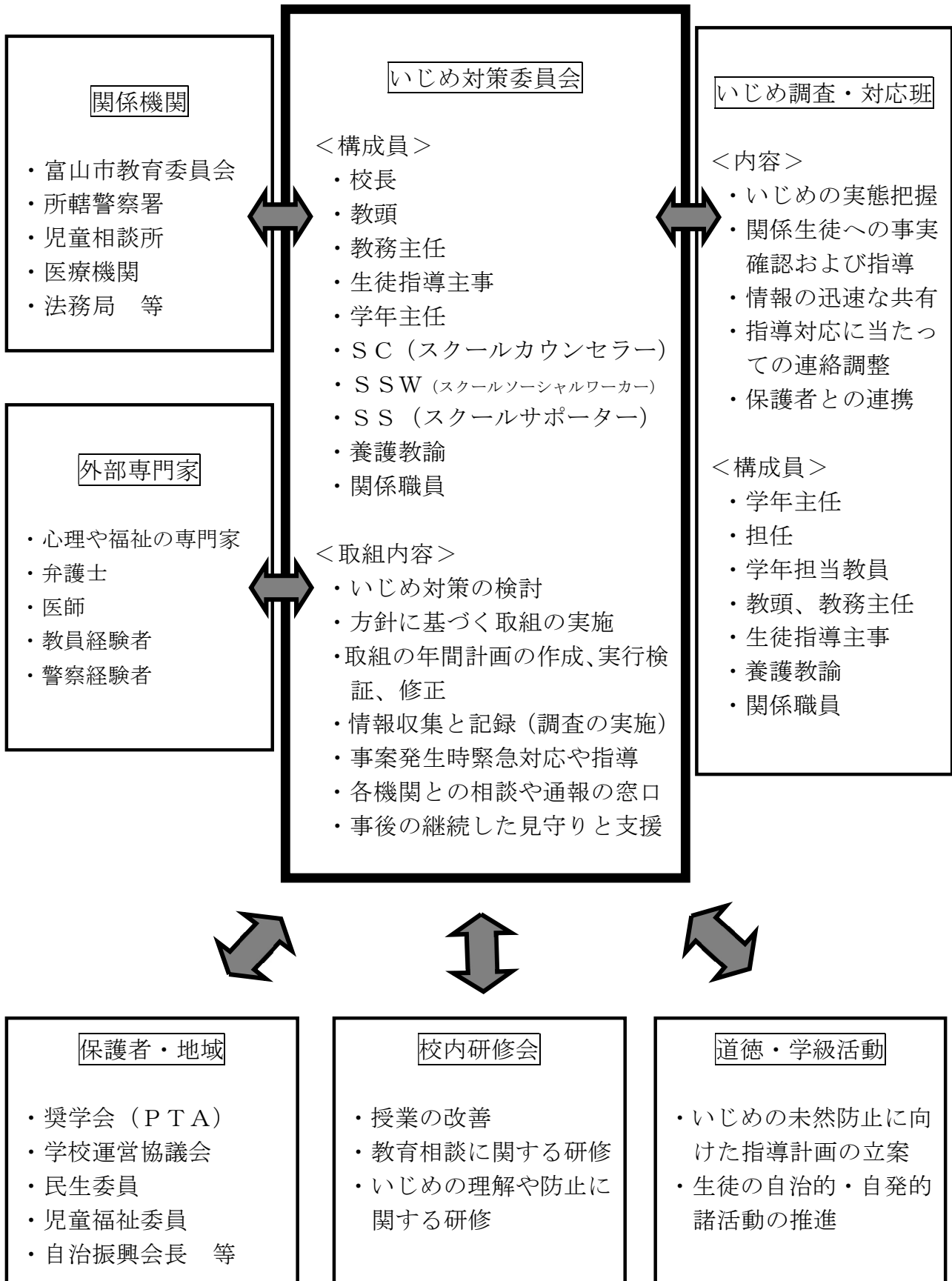
(4) 重大事態の調査の実施にあたって

- ・調査は可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的として行う。
- ・調査の実施は、被害生徒又はその保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、情報共有を図りながら進める。
- ・被害生徒又はその保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して進める。
- ・加害生徒から、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性及び中立性を確保して調査を進める。
- ・学校は、自らの対応に不都合なことがあっても、事実関係を明らかにして、対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組む。
- ・学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う。

(5) 被害生徒又はその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮して、適切に説明、提供する。
- ・調査の進捗状況について、被害生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は適時に説明や経過報告に努める。
- ・調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒とその保護者に確認する。
- ・加害生徒及びその保護者に対して、被害生徒、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明する。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気づかせ、被害生徒への謝罪の気持ちの醸成を図る。

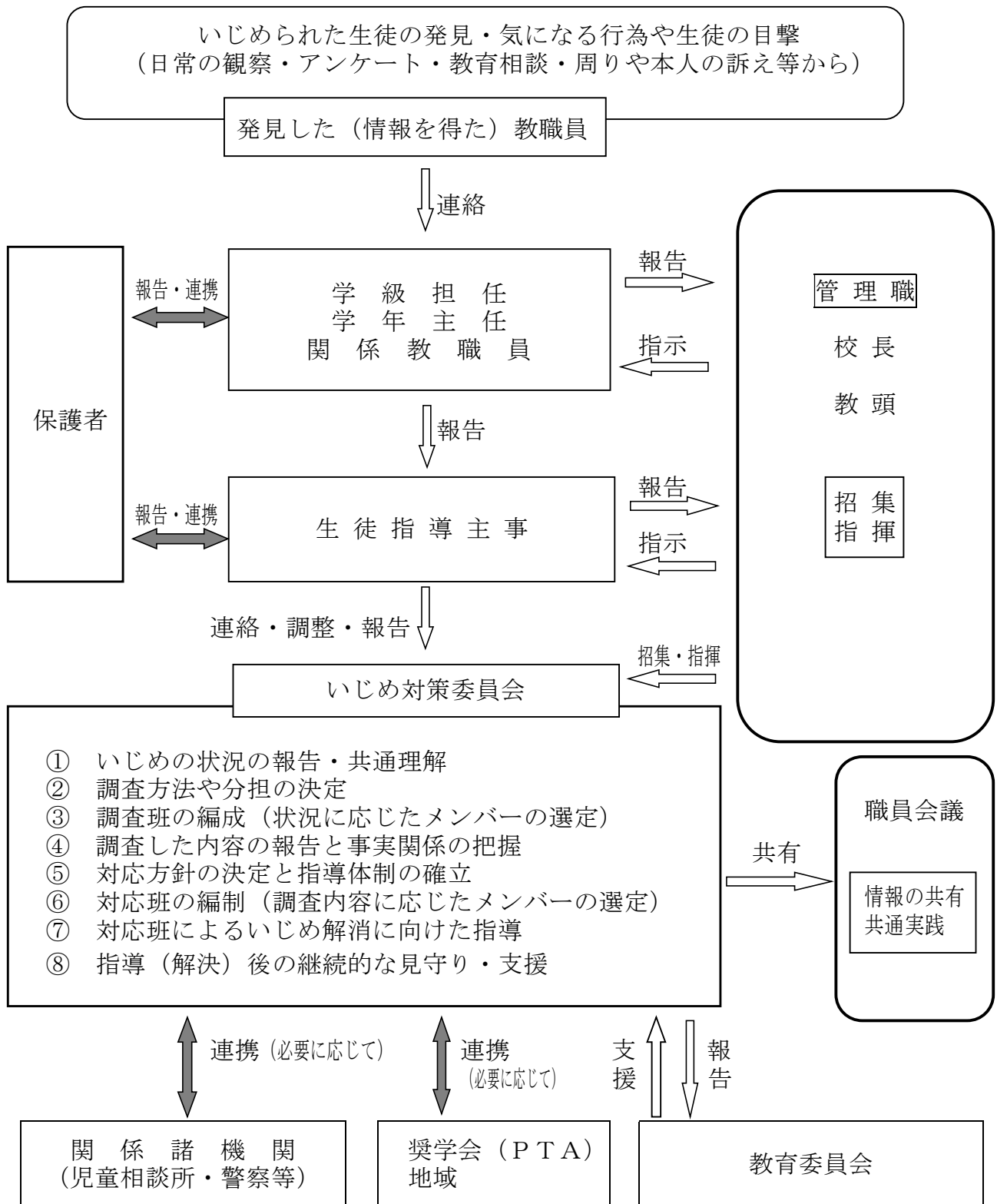
5 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (法第22条に基づく組織 <必置>)



富山市立東部中学校いじめ対策委員会組織

役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備考
校 長		総括		
教 頭		連絡調整		
教務主任		調査班	対応班	
生徒指導主事		調査班	対応班	
各学年主任		調査班	対応班	
養護教諭		調査班	対応班	
担任等関係職員	当該学級担任 当該学年担当職員等	調査班	対応班	
部活動関係職員	当該部の顧問等	調査班	対応班	
SC（スクール カウンセラー）			対応班	
SSW（スクー ルソーシャルワ ーカー）			対応班	

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



いじめ問題への取組 年間指導計画

月	校内の組織等	未然防止への取組	早期発見への取組		
4	いじめ対策委員会① ・指導方針 ・指導計画の確認 職員会議	奨学会（PTA）総会および学年懇談会で保護者へ啓発	学校生活アンケート		
		学級開きの人間関係づくり			
5	事案発生時、緊急いじめ対策委員会の開催		人権感覚自己チェックシートの実施 教育相談		
6			学校生活アンケート		
7		いじめ問題に関する職員研修会	いじめ防止教室の実施	学校評価アンケート	
8					
9		いじめ対策委員会② ・1学期の指導状況の情報共有 ・2学期の指導の確認	学年・学級の人間関係づくり ソーシャルスキルトレーニング（SST）の実施 構成的エンカウンター（SSE）の実施	学校生活アンケート	
10				学校生活アンケート	
11				人権感覚自己チェックシートの実施 教育相談	
12				人権週間の取組	学校評価アンケート
1					学校生活アンケート
2					教育相談
3		いじめ対策委員会③ ・指導計画の見直し			